

国保のおはなし

町民生活課
国保年金係
☎(02)2114

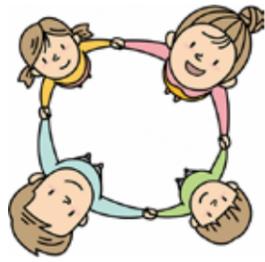
ある日突然私たちを襲う病気やけが。そんな時、皆さんを支えるのが「国民皆保険制度」です。今月号では、自治体ごとに運営する国民健康保険(以下、「国保」)の仕組みや今年度の税率などについて紹介します。

国保とはこんな制度

日本では、いざというときに安心して病院にかかれるよう、全ての人がいずれかの健康保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。

国保加入者の皆さんが病気やけがをしたとき、窓口負担が1割から3割で済むのは、その残額の負担を国保加入者が納付している国民健康保険税(以下、「国保税」)などで町が支払っているからです。

このように日本の健康保険制度は、健康保険に加入する皆さんで支えられています。



国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、扶養の概念がなく、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主(※擬制世帯主)となります。国保に関連する通知なども世帯主宛てに送付されます。

※国保加入者が属する世帯で、世帯主が国保未加入の場合があります。このような世帯を「擬制世帯」といい、世帯主を「擬制世帯主」といいます。

健康保険に空白の期間はありません

国保の加入日は、届出日ではありません。他の健康保険を脱退した日、または猪苗代町に転入した日などです。手続きが遅れたときでも、その日までさかのぼって加入することとなり、

猪苗代町の国保税算定方法

その年に予測される医療費から、加入者が医療機関で支払う一部負担金(1~3割)や国などからの補助金を差し引いた分が国保税になります。さらに【表1】のように、年齢に応じて負担する区分も変わります。



【表1】年齢別負担区分

40歳未満	医療保険分+後期高齢者支援金分
40歳以上 65歳未満	医療保険分+後期高齢者支援金分+介護保険分
65歳以上 75歳未満	医療保険分+後期高齢者支援金分+介護保険料(※)

※65歳以上の人の介護保険料は、原則として年金から天引き

【表2】世帯の国保税額の決定方法

所得割	国保加入者の所得に応じて計算
資産割	国保加入者の資産税に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算(加入者1人当たりいくら)
平等割	1世帯にいくらかと計算

世帯の年間国保税額

【表3】平成29年度の国保税率

	平成29年度		
	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割 %	5.85	2.19	2.12
資産割 %	14.00	3.00	3.00
均等割額 円	20,700	8,200	10,700
平等割額 円	17,400	6,700	6,000

就職・退職される皆さんへ ~健康保険の脱退・加入の手続きをお忘れなく~

●国保に加入していた人が就職するとき

職場の健康保険に加入

これまで加入していた国保の脱退手続きが必要になります。手続きには、国保の保険証、職場から支給された新しい保険証、印鑑、マイナンバーが記載されたもの(マイナンバー通知カードなど)を持参してください。

●職場の健康保険に加入していた人が退職するとき

パターン1

国民健康保険に加入する場合
→退職した職場から渡される社会保険資格喪失証明書と印鑑を持って、町民生活課窓口にお越しください。

パターン2

職場の健康保険を継続(任意継続)する場合
→退職する職場に問い合わせてください。20日以内の手続きが必要です。

パターン3

家族の健康保険に加入する場合(被扶養者)
→加入条件などがありますので、家族の勤務先に問い合わせてください。

健康保険は、空白期間を作らないことが原則です。退職したときは、新たに加入する健康保険への手続きを早めに行ってください。

加入月からの国保税を納めなければなりません。

己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が後日支給される制度です。

異動の届け出はお早めに

異動(加入・脱退など)があった場合は、異動があった日から14日以内に役場に届け出てください。世帯に異動があった場合は、届け出のあった翌月に新たな保険税額を計算し、税額の通知(変更通知)を送付します。

また、他の健康保険に加入した場合なども、国保脱退の届け出が必要です。

所得の申告を忘れずに

国保税の決定や軽減、入院時の食事代、高額療養費の算出にあたっては、国保加入者(擬制世帯主を含む)全員の所得申告が必要です。高額療養費は世帯単位で計算されますので、国保加入者の中に未申告の人がいると上位所得者とみなされて計算されます。申告をしていない人がいる世帯は、必ず申告をしてください。なお、世帯の所得合計額が一定基準以下の場合には、国保税が軽減されます。

保険証の再交付には1週間かかります

保険証を紛失してしまったときは、町民生活課窓口で再交付手続きをすることができます。なお、保険証が再交付されるまでは、1週間ほどかかります。再交付申請の際に、引換書をお渡しし、1週間後に保険証と引換書とを交換します。申請から再交付までの間に医療機関にかかりたい場合は、申請者が国保の加入者である証明書をお渡しすることができますので、窓口にお申し出ください。

また、保険証の再交付申請には、印鑑が必要になりますので、必ずお持ちください。

保険証は身分証明書としても使える貴重なカードです。紛失しないよう、取り扱いには十分注意しましょう。

